

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和5年6月15日

小城市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
小城市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>本市は県都佐賀市の西隣に位置し、地方都市間を結ぶ幹線交通として、JR長崎本線や唐津線の鉄道のほか、民間の生活交通路線バスが市北部(小城、三日月地区)と市南部(牛津、芦刈地区)を運行している。これらの幹線交通については、主に佐賀市内の総合病院への通院や買い物・通学などに利用されており、人口減少や自家用車の普及により利用者は減少しているが、住民にとって生活に必要不可欠な交通手段として機能している。</p> <p>これまでに本市においても、当該幹線交通に通じる地域内の支線交通として、既存ストックを活用した自家用有償運送事業による4路線の巡回バス（小城町巡回バス、三日月町巡回バス、牛津町巡回バス、広域循環バス）及び2路線の乗合タクシー（芦刈町乗合タクシー、小城やまびこタクシー）の実証運行に、国の地域公共交通活性化・再生総合事業の支援を受けながら取り組んでおり、平成24年度からは、実証運行期間中に寄せられた意見等を反映させ、本格運行を開始している。これらの巡回バス、乗合タクシーは、車を運転できない住民を中心に買い物や通院などの日常生活に必要不可欠な交通手段として定着している。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持改善事業により、幹線交通との相互の連携を図りつつ、4路線の巡回バス及び2路線の乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていく必要がある。</p>

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

公共交通利用者の維持又は増加（1便あたりの利用者数）

(参考値)

年度別（4月～3月）1便あたりの利用者数

系統	R4	R3	R2
小城町巡回バス晴田路線	3.5人	4.1人	4.0人
小城町巡回バス岩松路線	1.2人	1.2人	1.4人
小城町巡回バス三里路線	2.8人	3.0人	2.7人
三日月町巡回バス北回りコース路線	2.3人	1.5人	1.6人
三日月町巡回バス南回りコース路線	0.1人	0.2人	0.3人
牛津町巡回バス勝・柿樋瀬路線	0.7人	0.7人	0.6人
牛津町巡回バス砥川路線	0.9人	0.8人	0.9人
牛津町巡回バス天満町・芦刈町路線	0.9人	0.9人	1.6人
広域循環バス広域路線	0.9人	1.0人	1.3人
芦刈町乗合タクシーあしま～る路線	1.1人	1.2人	1.7人
小城やまびこタクシーやまびこ路線・江里山石体路線	1.1人	1.2人	1.4人

(目標値)

各系統別における1便あたりの利用者数

系統	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小城町巡回バス晴田路線	4.3人以上	4.4人以上	4.4人以上
小城町巡回バス岩松路線	2.0人以上	2.0人以上	2.0人以上
小城町巡回バス三里路線	3.2人以上	3.3人以上	3.3人以上
三日月町巡回バス北回りコース路線	2.0人以上	2.0人以上	2.0人以上
三日月町巡回バス南回りコース路線	2.0人以上	2.0人以上	2.0人以上
牛津町巡回バス勝・柿樋瀬路線	2.0人以上	2.0人以上	2.0人以上
牛津町巡回バス砥川路線	2.0人以上	2.0人以上	2.0人以上
牛津町巡回バス天満町・芦刈町路線	2.0人以上	2.0人以上	2.0人以上
広域循環バス広域路線	2.2人以上	2.0人以上	2.0人以上
芦刈町乗合タクシーあしま～る路線	2.2人以上	2.3人以上	2.4人以上
小城やまびこタクシーやまびこ路線・江里山石体路線	2.0人以上	2.0人以上	2.0人以上

### (2) 事業の効果

市内巡回バス・タクシーの運行を維持することにより、車を運転できない高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、公共交通が便利に感じられ利用しやすくなる。

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニーズ調査等の実施や他市町の情報を収集し、路線や運行方法、運行時刻等の適切な改善を図る。(小城市、事業者)</li> <li>・ 市報や市ホームページに、公共交通に関する路線図、時刻表、運賃及び乗り方等を掲載し、市民へ公共交通の周知・利用促進を図る。(小城市)</li> </ul>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>小城市から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担する。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>小城市タクシー株式会社（一般乗合旅客運送事業） 小城市（自家用有償旅客運送）</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年6月15日 第36回（令和4年度第1回） <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 令和3年度小城市地域公共交通活性化協議会事業及び歳入歳出決算報告</li> <li>令和4年度小城市地域公共交通活性化協議会事業及び歳入歳出予算（案）</li> <li>について</li> <li>小城市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認</li> </ul> </li> <li>・ 令和5年1月10日 第37回（令和4年度第2回） <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 令和4年度</li> <li>地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について協議・承認</li> </ul> </li> </ul>

## 21. 利用者等の意見の反映状況

小城市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）の構成員に、住民又は利用者の代表として、「市老人クラブ連合会」「市地域婦人連絡協議会」「市民生児童委員会」「小城商工会議所」「小城市商工会」の各種団体の代表者及び区長会から「住民代表者」が含まれており、意見を反映して本計画を作成している。

また、利用者の意見においても、調査等で寄せられた意見を活用している。

## 22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	佐賀県地域交流部さが創生推進課
関係市区町村	小城市長、小城市建設部
交通事業者・交通施設管理者等	昭和自動車、小城タクシー、橋間自動車、小城警察署、佐賀国道事務所鳥栖維持出張所、佐賀土木事務所
地方運輸局	佐賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	市老人クラブ連合会、市地域婦人連絡協議会、市民生児童委員協議会、社会福祉協議会、小城商工会議所、小城市商工会、佐賀県バスタクシー協会、住民代表、小城市総務部、小城市福祉部